

**改正**

平成29年5月16日要綱第35号

令和元年11月12日要綱第25号

令和3年8月17日要綱第33号

令和5年11月14日要綱第68号

蕨市三世代ふれあい家族住宅取得補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、子育て中の子世帯及びその親世帯の同居又は近居（以下「同居等」という。）を促進するため、住宅の取得に係る費用の一部を補助することにより、三世代の市内定住の推進を図り、もって家族がふれあい、助け合いながら暮らせる安全安心な住環境の形成及び地域社会の活性化に資するとともに、未来に続く魅力あるまちづくりを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子世帯 補助金の交付の申請日（以下「申請日」という。）において、同一世帯内で18歳未満の子供（出産予定であることが母子手帳等で確認でき、出生後に同居する予定の子供を含む。）を扶養し、かつ、その子供と同居している親子世帯をいう。
- (2) 子 子世帯の世帯主又はその配偶者をいう。
- (3) 親 子のいずれかの一親等内の直系尊属で、市内に居住している者をいう。
- (4) 近居 親世帯及び子世帯が、それぞれ市内であって、子育て、介護等の生活する上での助け合いが容易で、かつ、家族の絆をより強く育める距離内に居住することをいう。
- (5) 住宅取得費用 同居等（住宅を建て替える場合にあつては、同居に限る。以下同じ。）をするための住宅の購入に係る売買契約金額又は建て替えに係る建築工事費をいう。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。

(補助の対象となる住宅)

**第3条** 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、同居等をするために子又は親が取得する住宅で、市内に建ち、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住宅を建て替える場合にあつては、親又は子のいずれかが所有し、かつ、居住していた住

宅であること。

- (2) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条の規定に該当する建築物（以下「分譲マンション等」という。）の住戸又は戸建ての住宅（店舗併用住宅を含む。）で、補助金の交付を受けようとする者の名義（共有の場合は、共有名義）で所有権保存登記又は所有権移転登記をされたものであること。
  - (3) 居室、便所、台所及び風呂を備え、居住のために使用する部分の延べ床面積が50平方メートル以上であること。
  - (4) 昭和56年6月1日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証（平成11年4月30日以前に確認を受けた場合にあっては、確認通知書をいう。以下「確認済証」という。）の交付を受けていること。ただし、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項に規定する耐震診断で同法第4条第1項の基本方針に沿って行ったものにより耐震性が確保されていることが確認できる分譲マンション等については、この限りでない。
  - (5) 建築基準法その他の法令に、現に適合していること。
  - (6) 平成26年1月1日以降に購入し、又は建て替えた住宅であること。
- （補助対象者）

**第4条** 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす子又は親とする。

- (1) 子世帯にあっては、申請日において、その世帯員の全員が補助対象住宅に現に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民登録（以下「住民登録」という。）を行っていること。
- (2) 親にあっては、申請日において、5年以上継続して市内に居住し、かつ、住民登録を行っていること。
- (3) 子は、市内に定住して子育てを行うとともに親世帯を思いやり、助け合いながら生活していく意思があること。
- (4) 親世帯及び子世帯の世帯員の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 親世帯及び子世帯の世帯員の全員が、市税及び国民健康保険税を完納していること。
- (6) 同一の住宅において、過去に二親等内の親族がこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 住宅を購入する場合 住宅取得費用の100分の1に相当する額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）。ただし、10万円を限度とする。
- (2) 住宅を建て替える場合 住宅取得費用の100分の3に相当する額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）。ただし、30万円を限度とする。

2 前項第2号の場合において、解体撤去する従前の住宅が昭和56年5月31日以前に確認済証を受けて建てられたもの又は同日以前に建てられたことが証明できるもので、かつ、耐震性が著しく劣ることが認められるときは、同号に規定する額に20万円を加算して交付するものとする。

(補助金の交付申請)

**第6条** 補助対象住宅を取得した子又は親で、補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期間内で、住民登録した日又は建物の表題登記をした日から起算して7か月以内に、蕨市三代目ふれあい家族住宅取得補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長が添付する必要がないと認める関係書類については、添付を省略することができる。

- (1) 親及び子の親子関係を証明できる戸籍全部事項証明書等
- (2) 親世帯及び子世帯の住民票の写し
- (3) 親世帯及び子世帯の世帯員の市税及び国民健康保険税の滞納がないことを証明する書類
- (4) 子世帯の18歳未満の子供が出産予定の子供のみである場合は、母子健康手帳の写し又は出産予定であることが分かる書類
- (5) 外国籍である場合は、親世帯及び子世帯の世帯員の全員が日本国の在留資格を有することを証明する書類
- (6) 住宅の売買契約書の写し又は工事請負契約書の写し
- (7) 新築の住宅の場合は、建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証（以下「検査済証」という。）の写し
- (8) 新築以外の住宅の場合は、検査済証の写し又は建築基準法に適合していることが分かる書類
- (9) 分譲マンション等で、昭和56年5月31日以前に確認済証の交付を受けているものについては、耐震性が確保されていることを証明する書類

- (10) 戸建て住宅の場合は、建物の登記事項証明書
- (11) 分譲マンション等の場合は、専有部分の区分所有権に係る登記事項証明書
- (12) その他市長が必要と認める書類等

2 申請者は、前条第2項の規定による補助金の加算を受けようとする場合は、解体撤去した従前の建物の確認済証の写し又は建てられた日を証明する書類を前項に規定する交付申請書に添付するとともに設計図面等により耐震性が著しく劣っていたことを証明しなければならない。

(補助金の交付決定等)

**第7条** 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、次に掲げる事項についての審査その他必要な調査を行い、この要綱の規定に適合していると認め補助金交付予定額を決定したときは蕨市三世代ふれあい家族住宅取得補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適合しないと認めたときは蕨市三世代ふれあい家族住宅取得補助金交付に適合しない旨の通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 関係法令及びこの要綱の規定に違反していないこと。
- (2) 補助金交付の要件を全て満たし、かつ、この補助金の交付の目的に適合していること。
- (3) 予算の範囲内であること。
- (4) 住宅取得費用及び補助金の額
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定をする場合において、適正な補助金の交付を行うために必要があるときは、交付申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

(補助金交付の条件等)

**第8条** 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金の適正な執行を期するため、市長が補助金の交付申請その他必要な事項についての確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。
- (2) 関係法令及びこの要綱の規定を遵守すること。
- (3) 同居するために補助対象住宅を購入した場合又は住宅を建て替えた場合は、交付決定後3年以内に補助金の対象となった住宅に親世帯又は子世帯のいずれかが居住しなくなったときは、市長が承認する場合を除き、補助金を返還すること。
- (4) 近居するために補助対象住宅を購入した場合は、交付決定後3年以内に補助金の対象とな

った住宅に居住しなくなったときは、市長が承認する場合を除き、補助金を返還すること。

- 2 市長は、前項に掲げるもののほか、補助金の交付決定に当たり必要な条件を付することができる。
- 3 第1項第3号及び第4号に規定する市長が承認する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
  - (1) 療養、転勤又は通学のため、転居又は転出が必要となった場合
  - (2) その他市長が必要と認める場合  
(調査等に対する協力)

**第9条** 第7条第1項の規定による交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、この要綱による補助金の交付等に関し、市長が必要な調査をし、又は報告を求めたときは、これに協力しなければならない。  
(申請の取下げ)

**第10条** 交付決定者は、当該交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から14日以内に、補助金の交付申請を取り下げることができる。  
2 前項の規定により交付申請を取り下げる者は、蕨市三世代ふれあい家族住宅取得補助金交付申請取下げ書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。  
3 第1項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。  
(補助金の交付請求及び交付)

**第11条** 交付決定者は、第7条第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から14日以内に、蕨市三世代ふれあい家族住宅取得補助金交付請求書（様式第5号）により、市長に補助金の交付を請求しなければならない。  
2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定者に対して速やかに補助金を交付するものとする。  
(補助金の取消し及び返還)

**第12条** 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 前条第1項の請求を行わないとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、交付決定者

に対し、蕨市三世代ふれあい家族住宅取得補助金交付取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、蕨市三世代ふれあい家族住宅取得補助金返還請求書（様式第7号）により期限を定め、当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（届出義務）

**第13条** 交付決定者は、第8条第3項各号に掲げる場合は、蕨市三世代ふれあい家族住宅取得補助金変更届（様式第8号）により、速やかに市長へ届け出なければならない。

（市長の指導及び助言）

**第14条** 市長は、補助対象者に対して、この要綱による補助金の申請等に関し必要な指導及び助言をすることができる。

（関連書類の整備等）

**第15条** 交付決定者は、補助対象住宅の住宅取得費用を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

- 2 前項に規定する書類、帳簿等は、当該補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（委任）

**第16条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行し、平成27年4月1日以後に住民登録又は建物の表題登記をした申請者に係る補助金について適用する。

（有効期限）

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定された補助金に関する第9条から第15条までの規定については、同日後においても、なおその効力を有する。

附 則（平成29年5月16日要綱第35号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年11月12日要綱第25号）

この要綱は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和3年8月17日要綱第33号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定により作成されている用紙については、  
当分の間、これを使用することができる。

**附 則**（令和5年11月14日要綱第68号）

この要綱は、公布の日から施行する。